

京都大学	博士（文学）	氏名	岡崎佑香
論文題目	ヘーゲル哲学における性		
<p>（論文内容の要旨）</p> <p>本論文は、G. W. F. ヘーゲル（1770-1831）の哲学体系において「性Geschlecht」、すなわち性差やセクシュアリティがどのように位置づけられ、それが同時代の言説の文脈において、あるいは今日的な観点からどのように評価されるべきかを批判的に論じたものである。本論文の構成は以下の通りである。</p> <p>序論</p> <p>第一章 自然哲学における性差と「両性具有」</p> <p>はじめに</p> <p>一、「イェナ体系構想III」における性差と「両性具有」</p> <p>二、ベルリン期の自然哲学講義録における性差と「両性具有」</p> <p>小括</p> <p>第二章 性別二元制への挑戦</p> <p>はじめに</p> <p>一、「自然の無力」とは何か</p> <p>二、タイプ標本</p> <p>三、種の本質主義</p> <p>四、帰納法</p> <p>小括</p> <p>第三章 類概念の刷新と性差</p> <p>はじめに</p> <p>一、ヘーゲルの性差論の研究状況</p> <p>二、伝統的論理学に対する批判的応答</p> <p>三、経験的な区分と分類</p> <p>四、種の構成主義</p> <p>五、ブルーメンバッハとラマルク</p> <p>六、類概念の刷新</p> <p>七、生命</p> <p>小括</p> <p>第四章 逸脱した女たちと女性の使命</p> <p>はじめに</p> <p>一、<i>Exceptio probat regulam?</i></p>			

- 二、学問に精を出す女たち
- 三、政治参加する女たち
- 四、妻にならない女、アンティゴネー
- 五、「絶望の道」を歩むヘーゲル

小括

第五章 賤民の憤慨と妻の恭順

はじめに

- 一、児童労働の悲劇
- 二、工場における人間の摩滅
- 三、賤民と内心の憤慨
- 四、妻の性的受容性
- 五、妻の二重負担
- 六、妻と恭順

小括

結論

文献表

以下、各章の内容を要約する。

第一章「自然哲学における性差と「両性具有」」では、ヘーゲルが「イエナ体系構想 III」（一八〇五／〇六）と、一八一九年から一八二八年までのベルリン期の自然哲学講義において、当時の「両性具有」に関する科学的知見を用いて、いかに性差論を展開したのかが検討される。これにあたって、アッカーマン、メッケル、ティーデマンといった解剖学者や生理学者たち、ならびにオーケンといった自然哲学者との比較検討をおこない、イエナ期のヘーゲルの性差論を同時代の言説空間のなかに位置づける。そうした作業を通じて、ベルリン期における性差論が、イエナ期のそれから発展を見せていることが明らかにされ、筆者はこれを、女性を発達の大次の段階に位置づけた上で男性をその発達型とみなし、両者の間の移行段階に「両性具有」を位置づける〈単線的な発達モデル〉から、女性と男性は同一の「両性具有的」な原基に由来しそこから異なった仕方で形成されるとする〈二極化モデル〉への移行として定式化する。こうした変遷は同時に、ヘーゲルにおける「両性具有」の意味づけの変化をも意味する。

第二章「性別二元制への挑戦」では、ヘーゲルによる経験主義批判に着目することで、「両性具有」を「奇形」として病理化する医学言説に対してヘーゲルが異議申し立てを行っていることが主張される。第一に、ヘーゲルの自然哲学の鍵概念である「自然の無力」とは何かを検討し、その検討から、男女のあいだに所与の境界線を想定したり、その最終的な境界線を引いたりすることに対してヘーゲルが批判的なスタ

ンスをとっていることが示される。次に、『エンチクロペディ』における「タイプ標本」に対するヘーゲルの批判的検討を取り上げ、ある種の個別対象が「タイプ標本」を基準として「奇形」として評価されることをヘーゲルが批判しているとする。さらに、『大論理学』の「概念の判断」および「定義」についての議論に着目することで、ヘーゲルが本質による定義の不可能性を主張していると結論づける。最後に、『大論理学』における帰納法に対するヘーゲルの批判を検討し、ヘーゲルが帰納法の蓋然性だけでなく、その論点先取の誤謬についても指摘していることを明らかにしている。

第三章「類概念の刷新と性差」では、ヘーゲルがしばしば性差は「概念の区別」であると主張していることを踏まえ、『大論理学』概念論、とくに「判断」、「推理」、および「生命」を主たる考察対象とし、ヘーゲルにおける類概念と性別二元制がどのように関連しているかを検討している。まず、ヘーゲルが『大論理学』で展開した判断論の問題設定を、伝統的論理学に対する批判的応答という観点から整理し、次に、経験的判断に対するヘーゲルの批判を検討する。この検討により、ヘーゲルが批判したのは、経験的判断が採用する区分原理や分類根拠の外在性であることが示された。さらに、経験的判断を批判する文脈で、口器、歯、蹄などの「武器」を形質とする分類にヘーゲルが一定の評価を与えている点に注目し、彼の立場が、動物の区分に動物自身が寄与していると考える「種の構成主義」であることを先行研究に依拠しながら明らかにする。筆者によればこれは、伝統的な類概念を刷新するものである。最後に、『大論理学』生命論を検討し、論理学においては男女の性が、厳格な性別二元制のもとで捉えられることが示される。つまり、論理学においては、両性は論理的には排中律を伴う、中間項や第三の性を排除する矛盾概念であり、両性は相互に排他的でありながら、合一して一つの類を成す相補的なものと定義されている。筆者はそうして刷新された類概念を、生殖可能性に基づいて種を定義する「生物学的種概念」の系譜のなかに位置づける。その上で、論理学の生命論とそれに対応する自然哲学の病気論に検討の対象を広げることで、〈生殖に結びつかないような仕方での性衝動の充足〉が病気の状態と定義されていると主張する。以上を通じて、ヘーゲルにとって、男女の性は論理的に厳密な性別二元制のもとにあるだけでなく、異性愛規範のもとにもあることが示される。

第四章「逸脱した女たちと女性の使命」では、一八一七年から一八二五年までの「法哲学講義」の筆記録を検討対象とし、「法哲学」におけるヘーゲルの性差の規定を明らかにする。筆者によれば、一八一七／一八年のハイデルベルク大学での講義録においてヘーゲルは、経験的観察に基づいて「逸脱」した女性たちの実例を挙げることで、翻って女性の使命なるものを遡及的に規定しようとしている。さらに、この洞察に基づき、ヘーゲルが「逸脱」した女性たちとして「学問に精を出す女性たち」および「政治参加する女性たち」を挙げていることについて、ジェンダー史学の知見やへ

ーゲルについての文献学的研究を参照しながら、批判的に検討される。その結果、たびたび議論されてきたソフォクレス『アンティゴネー』への参照も含め「逸脱」した女性という例外に訴えながら女性の使命を逆照射しようとするというヘーゲルの試みはいずれも失敗していると結論づけられる。筆者はさらに、同時代の女性ラーヘル・ファルンハーゲンとヘーゲルとの交流関係に着目し、その影響が『法哲学要綱』（一八二〇年）と『エンチュクロペディ』第二版（一八二七年）の間の女性の財産権をめぐる立場の違いに現れているという仮説を主張する。具体的には『エンチュクロペディ』第二版においては、『法哲学要綱』においては見られた女性を公的領域から排除し、その活動領域を家族に限定するという規定、ならびに家族を代表し、かつ家族の共有資産を管理・運用する権限を男性に与えるという規定が削除されている点を指摘する。しかし他方では、ラーヘル・ファルンハーゲンが婚前交渉において女性のみが道徳的に罪を問われる「二重規範」を批判したのに対して、『エンチュクロペディ』第二版においても、子どもが教育を受ける権利が嫡出であることを条件としていることから、ヘーゲルは性の二重規範からの脱却には至らなかったと結論づけられる。

第五章「賤民の憤慨と妻の恭順」では、以上の議論をふまえ、なぜヘーゲルが女性のみ婚前純潔および婚内貞操を課す性の二重規範を固持したのかという問いに取り組む。これにあたって筆者はヘーゲル「法哲学」の市民社会論に着目し、彼の家族論を、彼が市民社会の構造的欠陥とみなす貧困問題との関連で批判的に読み解くことを試みている。それによれば一方でヘーゲルは、分業および機械化によって労働者が無力化させられることから、貧困に対する「主観的援助」の必要性を示唆しているのに対し、筆者は家族論における女性の「恭順」という規定のうちに、そうした主観的援助を提供する感情労働が隠されていることを指摘する。こうして、ヘーゲルが性の二重規範に固執し、公的領域から女性を排除し、家族に対する恭順をその本懐として規定したのは、貧しい工場労働者である夫の賤民化を食い止める安全弁としての機能を妻に課すことになっていると筆者は結論づけている。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、ヘーゲルの哲学において性ないし性差 (Geschlechter)、およびセクシュアリティがどのように扱われているのかを、その体系の全体にわたって明らかにしようとするものである。

ヘーゲルの性差概念を扱った研究はたしかにこれまで一定の積み重ねがあり、これまで散発的な研究がないではなかったが、他の主題と比較するとまだまだ取り組みが遅れている研究主題のひとつである。これだけのまとまった研究は、とくにモノグラフイヤーとしては海外でもBockenheimer, *Hegels Familien- und Geschlechtertheorie* (2013)しか存在しなかった。その意味で本論文は、もちろん日本においては前例がないというのみならず、国際的に見ても画期的な研究である。

とりわけ本研究において特筆すべきはヘーゲルの体系の全体にわたって、ヘーゲルのテキストに忠実にヘーゲルの性差概念を明らかにしようとしている点である。なぜなら、同様の主題を扱った論文には、ヘーゲルの性差についての意識を批判しようとする意図から、ある種の先入観を持って論じられていると言わざるを得ないものも多く見られるからである。本論文は、そうした先入観を排し、あえてヘーゲル哲学の内在的論理に寄り添い、ヘーゲルの性差論・セクシュアリティ論を検証しようとしている点において際だっているといつてよいだろう。この点において著者のテキスト解釈の誠実さとその力量とが示されている。

より具体的に本論文の長所を述べるならば、第一に、この研究が最新の資料状況に基づいたものであるという点が挙げられる。ヘーゲルの性差論についてのこれまでの研究が、『エンチクロペディ』の自然哲学、しかもヘーゲルの死後に学生の講義ノートから再構成する形でこれに付け加えられた「補遺」にもっぱら依拠するものがほとんどであったのに対して、本研究は*Hegels Gesammelte Werke*でこの10年の間に刊行された講義録に依拠している。こうした近年の講義録の刊行により、補遺に採用された記述がどの時期の講義から取られたものであるのかが明らかになり、ヘーゲル哲学の発展過程を見ることが可能になった。本論文は、そうした最新のテキスト編集の成果を踏まえることによって、発展史的視点からヘーゲルの性差論を明らかにしており、従来の研究よりも、より正確にヘーゲルの性差概念に迫ることが可能となっている。

第二に、とりわけ特筆されるべきなのは、本論文がヘーゲルのテキストを広範に論じたにとどまらず、当時の生物学や自然哲学に関するテキスト、法律、女性解放思想の先駆けとなったラーヘル・ファルンハーゲンのテキストなど、当時の幅広い言説の中にヘーゲルの性差及びセクシュアリティに関する言説を位置づけることで、その意義と限界を明らかにしている点である。これまでも、ヘーゲルの性差論や婚姻論をカントやフィヒテといった哲学者の同様の主題を扱ったテキストと比較するということはなされてきた。しかし、今日われわれが理解する哲学というディシプリンに限定して、この当時の哲学を理解することは不十分である。本論文は、ヘーゲルが実際に読

んだであろう自然科学のテキストや法律などを参照するとともに、同時代の女性との影響関係も視野に入れることで画期的な論考となっている。そしてまた、後者に関してはヘーゲル研究を超えて、男性哲学者中心に語られてきた哲学史において、いわば影で女性が積極的役割を果たしていたことを浮き彫りにする研究としても意義を持つものである。

第三の利点として、ヘーゲルの性差の概念を、従来扱われてきた「自然哲学」の有機体論や、「法哲学」における家族論だけでなく、ヘーゲルの体系全体を参照しながら、明らかにしていることを挙げる事が出来る。とくに、これまでの研究において参照されることが少なかった論理学を参照したことの意義は大きい。なぜなら論理学はヘーゲル哲学体系の基礎と見なされるものであり、ヘーゲルの性差の思想が、それが明示的に扱われている自然哲学や社会哲学にとどまらない射程を持っており、ヘーゲル哲学の根幹部分に関わっていることを明らかにしているからである。そうして論理学から逆に、実在哲学における性差についての明示的な議論が照射されることで、ヘーゲルの性差論がより深いレベルで理解されているといえよう。

以上のように本論文は、ヘーゲルにおける性差およびセクシュアリティについて広範かつ深く検討した画期的な研究である。しかし、欠点がないわけではない。

第一に、筆者は第1・第2章においては、ヘーゲルが「自然哲学」において、ヘーゲルの性別二元論を越える視点を見出す一方で、第3章では「論理学」において二元論が固執されていることを明らかにし、第4・第5章でもフェミニズム的な視点から「法哲学」の男性中心的な性差概念が批判されるに至っている。筆者はこれをヘーゲルに内在する矛盾としているが、これを矛盾としない形で解釈するオルタナティブとなる解釈の可能性が十分に検証されたとは言えない。確かに研究対象となる哲学者自身の中に矛盾が存在する可能性はないわけではない。しかしそうした主張は、整合的に理解する可能な解釈がすべて否定されたときにはじめて正当化されるものであろう。その意味では本論文は可能な解釈の一つを示すことに成功しているとしても、他の可能な解釈に対する優位を示すには至っていない。

第二に、個々の論証の過程においても、引用から十分に根拠付けられていないような主張が導かれている場合があるように思われる。たとえば、第二章でヘーゲルが奇形との関係でタイプを論じていることから、これを「タイプ標本」についての議論としてこれ以降の議論が展開されているが、ヘーゲルがこの箇所「タイプ標本」を考えているという十分な根拠は示されていない。また「劣悪な植物、劣悪な動物などは依然として植物、動物などである」というヘーゲルの主張から、逸脱した事例を定義に含めることをヘーゲルが主張しており、対象を本質によって定義することは出来ないということを結論づけるのはいささか拙速である。なぜならヘーゲルが経験以外に本質を置いている可能性は十分存在するように思われるからである。

しかし、以上のような問題があるとはいえ、その不足は本人も自覚するところであり、上で述べた本論文の学術的価値を大きく損なうものではない。またこうした解釈

の試みが性差や類・種をめぐる現代の議論のヘーゲルとの関係という新たな議論領域を開いたことは間違いなく、挑戦的な試みとして高く評価することが出来る。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。2023年6月28日、調査委員4名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。